13　対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。

14　同一手術野又は同一病巣につき、２以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものとを同時に行った場合又は先天性気管狭窄症手術と第10部第１節第８款に掲げる手術を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

15　手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を中途で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

16　区分番号Ｋ６６４に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

17　歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後１月以内に、第６款（顔面・口腔・頸部）、第７款（胸部）及び第９款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術又は第８款（心・脈管（動脈及び静脈は除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、200点を所定点数に加算する。

第１節　手術料

第１款　皮膚・皮下組織

区分

（皮膚、皮下組織）

Ｋ０００　創傷処理

1　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,250点

2　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,680点

3　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）

イ　頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。）　7,170点

ロ　その他のもの　2,000点

4　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　470点

5　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　850点

6　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,320点

注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

３　汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。

Ｋ０００－２　小児創傷処理（６歳未満）

1　筋肉、臓器に達するもの（長径２．５センチメートル未満）　1,250点

2　筋肉、臓器に達するもの（長径２．５センチメートル以上５センチメートル未満）　1,400点

3　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,850点

4　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,860点

5　筋肉、臓器に達しないもの（長径２．５センチメートル未満）　450点

6　筋肉、臓器に達しないもの（長径２．５センチメートル以上５センチメートル未満）　500点

7　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点

8　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,450点

注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

３　汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。

Ｋ００１　皮膚切開術

1　長径10センチメートル未満　470点

2　長径10センチメートル以上20センチメートル未満　820点

3　長径20センチメートル以上　1,470点

Ｋ００２　デブリードマン

1　100平方センチメートル未満　1,020点

2　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　2,990点

3　3,000平方センチメートル以上　8,360点

注１　熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合においては、５回を限度として算定する。

２　注１の場合を除き、当初の１回に限り算定する。

３　骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の１回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。

４　水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき１回に限り、水圧式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。

Ｋ００３　皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）

1　長径３センチメートル未満　3,480点

2　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　9,180点

3　長径６センチメートル以上　17,810点

Ｋ００４　皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）

1　長径３センチメートル未満　2,110点

2　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　4,070点

3　長径６センチメートル以上　9,480点

Ｋ００５　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）

1　長径２センチメートル未満　1,660点

2　長径２センチメートル以上４センチメートル未満　3,670点

3　長径４センチメートル以上　4,360点

Ｋ００６　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）

1　長径３センチメートル未満　1,280点

2　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　3,230点

3　長径６センチメートル以上12センチメートル未満　4,160点

4　長径12センチメートル以上　8,320点

Ｋ００６－２　鶏眼・胼胝切除術（露出部で縫合を伴うもの）

1　長径２センチメートル未満　1,660点

2　長径２センチメートル以上４センチメートル未満　3,670点

3　長径４センチメートル以上　4,360点